

豊中市人権教育推進プラン



豊中市人権擁護都市シンボルマーク

令和2年（2020年）3月一部改訂

豊中市教育委員会

はじめに

令和元年（2019年）は「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連で採択されて30年になります。また、日本が「国際人権規約」を批准して40年、「人種差別撤廃条約」が国際的に発効されてから50年になります。

この間、平成28年（2016年）に人権に関する大きな3つの法律、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。これらの法律の主旨を十分に理解し、活用しながら、差別の構造を見抜き、人権が尊重される社会を創造することにつながる力を育むための取り組みが今後いっそう求められます。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と人間の尊厳と平等を謳った水平社宣言から1世紀が経とうとしていますが、この宣言はまさに現代の課題と向き合う視点を示しているといえるでしょう。「お互いの人権が尊重され、誰もがともに幸せに生きる社会をめざして、自らの生き方を問いつつ、人とつながり仲間とともに取り組む人権教育」を推進していくことが大切です。

豊中市は、「同和行政推進プラン」を基軸に、同和・人権教育を進めてきましたが、平成21年度（2009年度）に、同プランが目標達成年度となったことを契機に、「人権教育推進プラン」により進行管理をしていくことになりました。

そのため、「人権教育推進プラン」の関係個所に準拠し取り組んできましたが、教育行政方針等との整合性を図るという観点にたって、「人権教育推進プラン」の理念や方向性にそって、同和・人権教育をより具体的に進めることとなりました。平成24年（2012年）の「平和教育推進のための基本指針」策定に合わせて行った「人権教育推進プラン」改訂を経て、前述した人権3法の施行も踏まえて、一部改訂という形で令和2年（2020年）再発行することとなりました。

本市には、子どもたちが仲間とつながり、自らの生活をふり返り、将来を展望する力を獲得していった同和教育実践の積み重ねがあります。その成果と実践を発展的に引き継ぎ、すべての小・中学校で一人ひとりの子どもと、差別や人権との関係を分析的にとらえ、課題を解決するために、つながることが実感できる人権教育が推進されるよう、「人権教育推進プラン」がさらに活用されることを願っています。

今後とも保護者・地域と協働し、豊中で暮らす子どもたち、保護者・地域の人たちがともに、豊かなつながりを実感し、人権文化に満ちあふれた校区づくり、豊中のまちづくりをめざしていくことが大切です。

目 次

I、基本的な推進の方向.....	3
〔1〕学校教育における人権教育の推進.....	5
①現実から学ぶ人権教育の推進.....	5
②学校のすべての教育活動で取り組む人権教育の推進.....	5
③一人ひとりの子どもの人権感覚の育成をめざす人権教育の推進.....	6
④子どもたち一人ひとりの生活背景をふまえた人権教育の推進.....	6
⑤同和教育の成果を引き継ぎ、人権教育への継承・発展.....	6
〔2〕学校、家庭、地域が連携した人権教育の推進.....	7
①市民の、市民による、市民のための人権教育の推進（豊中市人権教育推進委員協議会）.....	7
②地域における人権教育の推進.....	8
③学校と家庭、地域がつながる人権教育の推進.....	8
II、課題別人権教育の推進.....	9
〔1〕人権教育の基盤設定.....	9
①人権教育の基盤とは何か.....	9
②基盤設定と学校での取り組み.....	10
③学校における子どもの成長を通じた人権教育の基盤の設定.....	10
〔2〕課題別人権教育.....	12
①部落問題学習.....	12
②障害児教育.....	14
③在日外国人教育.....	16
④男女平等教育.....	18
⑤平和教育.....	19
⑥その他の人権教育とその課題.....	20
<資料> 「豊中市人権教育基本方針」.....	21
「平和教育推進のための基本指針」.....	23

I、基本的な推進の方向

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」昭和23年（1948年）12月、第二次世界大戦の戦禍を経て平和と人権の大切さを希求する人々の願いは第3回国連総会の場において「世界人権宣言」として発せられました。

平成6年（1994年）第49回国連総会において決定された「人権教育のための国連10年」の取り組みは、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、一定の成果を上げ10年を経て、平成16年（2004年）最終年を迎えました。しかし今日、世界では戦争などによる犠牲者の数が増加し、大きな時代の変化の中で人権の課題は、広がりや困難さを見せています。このような状況のもと21世紀を「人権の世紀」と位置づけ、人権という普遍的文化の創造をめざすこととなりました。

わが国において固有の人権問題である部落問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる重大な問題です。本格的な対策がはじまってから半世紀あまりを経て、多くの人々の努力によって解決に向けて進んでいるものの、依然としてわが国における最重要課題であることに変わりありません。平成14年（2002年）3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効し、33年間続いてきた特別措置による同和対策事業が終わりました。これまで特別施策として進められてきた同和問題の解決のための行政施策や同和教育は、一般施策としてその取り組みを進めることが求められることになりました。

残念ながら、今なお続く差別発言に加え、情報化社会の進展にともない、インターネット上での差別を助長する書き込み、結婚・就職等における差別等、差別が今なお根強く続いている状況があります。このため平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法第1条では「現在もなお部落差別は存在する」「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」との現状認識を示し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消すること」を重要な課題と位置づけ、「部落差別のない社会を実現すること」が目的であるとしています。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発を行うことが求められています。

本市においては、昭和46年（1971年）「同和教育基本方針」が策定され、「同和問題の解決を教育の基本課題として位置づけ、同和教育を推進することによって、いかなる差別の存在も許さず、人権尊重の精神に徹した」教育の推進をめざすことになりました。以後、部落問題学習をはじめ人権教育の課題に取り組む方向性が示され、昭和53年（1978年）「障害児教育基本方針」、昭和55年（1980年）「在日外国人教

育基本方針」が策定され、障害児教育、在日外国人教育を推進する具体的なあり方が明らかにされました。そして、平成14年（2002年）、さまざまな人権課題に総合的で系統的に取り組むために「人権教育基本方針」が策定され、同和・人権教育を推進してきました。

平成25年（2013年）本市で行われた「人権問題についての市民意識調査」では、「差別的な言辞を聞いたことがあるか」という問いに対し、約半数の人が「ある」と答えており、また差別的な言辞を聞いて「どう感じたのか」という問いに対して若い世代では、約3割の人が「何も思わなかった」という結果が出ています。これは、人権教育を受ける機会は増えているものの、部落問題について学ぶ機会は少なく、差別的発言を聞いても理解できなかつたり、関心がなかつたりしてしまうのではないかと調査結果でした。この調査結果を受け、「豊中市同和问题解決推進協議会」は、「同和问题の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」の諮問に基づき、平成30年（2018年）3月に答申を提出し、同和问题の解決のための具体的な取り組みの必要性を述べています。

近年、子どもの人権については、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されており、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、子どもの貧困が大きな問題となり、平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することとされました。

今日、私たちの身の回りでは、インターネットによる人権侵害、家庭における児童虐待等、さまざまな人権侵害事象が起こっています。あらためて私たちが生活している学校や家庭、地域で、人権について考え見つめ直すことが求められています。さらに社会の大きな変化の中で、性的マイノリティに係る人権問題、アイヌの人々の人権問題、HIV感染者、ハンセン病回復者への人権問題、犯罪被害者等の人権問題、等についても教育課題として取り組む必要があります。

〔1〕学校教育における人権教育の推進

昭和46年（1971年）「豊中市同和教育基本方針」が策定され、市内の小学校・中学校では同和教育の取り組みが大きな高揚期を迎えました。これらの取り組みは、障害児教育や在日外国人教育にも大きな影響を与え、「障害児教育基本方針」や「在日外国人教育基本方針」等の策定の原動力となりました。各学校においても同和教育をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた優れた実践が出されるなど、取り組みは進みました。

同和教育の草創期の昭和39年（1964年）市内の38人の教員で発足した「豊中市同和教育研究会」は、「同和教育連絡協議会」「同和教育研究協議会」そして平成14年（2002年）「豊中市人権教育研究協議会」へと名称の変更を経て、半世紀以上にわたって、豊中市立のすべての小・中学校における同和教育をはじめとする人権教育研究・実践に取り組んできました。その間、「集団づくり」や「仲間づくり」、人権教育読本「にんげん」等の教育実践、学力保障や進路保障等の取り組みが進められました。

平成29年（2017年）に新学習指導要領が告示され、前文には「これからの学校は、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と表記されているように、部落問題学習をはじめ、さまざまな人権課題への広がりや深まりが求められており、その取り組みを一層前進させなければなりません。

①現実から学ぶ人権教育の推進

人権教育には「人権が侵害された事実に対して必要かつ有効な教育活動を果たすもの」という側面があります。その場合、一度起こった人権侵害の事実が再発することのないように、適切で予防的な学習活動を講じることはきわめて重要です。

人権が侵害された事象に対しては、聞き取り等を適切に行い人権が侵害された事実を正確に把握し、侵害された子どもへのケアに努めると同時に、事実関係が明らかになった段階で、生じた事象の問題点を十分に分析することが必要です。その過程の中で見出された問題点を当該の子どもたちの中だけの問題とせず学校全体の教育課題として取り組みを進め、子どもたちが互いに尊重し合う人間関係を大切にしたい学校生活を送ることができるようにしなくてはなりません。

また日頃から人権教育を進めるにあたっては、子どもたち一人ひとりの具体的な課題を明らかにし、明確な目標を設定して、適切な時期にそれぞれの子どもたちにあった有効な学習方法で実施されることが必要です。

②学校のすべての教育活動で取り組む人権教育の推進

学校における人権教育の取り組みは、各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間などあらゆる時間を通じて取り組まれなくてはなりません。いずれの場面においても「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊

重された教育」という3つの側面を尊重しながら、「人権の課題を自分自身の問題としてとらえ、日常生活のさまざまな場面を通じて積極的に考え、実践することを目標」として取り組む必要があります。

③一人ひとりの子どもの人権感覚の育成をめざす人権教育の推進

学校や地域で人権教育に取り組むとき、「何のために取り組むのか。その目標は何か」「学校全体での系統性がどのようにつくられているのか、一人ひとりの子どもにどのような力をつけようとしているのか」等の課題と目標が、わかりにくくなっていることがあります。

人権教育を推進していく場合、誰もがその取り組みの意義と進むべき方向性を確認できるようにしておく必要があります。また、人権教育の基盤となるものを整理し、同時に取り組まなくてはなりません。

基盤となるものとしては、自分自身の課題として「自己肯定感」「生命の尊厳」「善悪の判断」、他者とのかかわりに関するものとして「思いやり」「コミュニケーション力」「ともに生きる力」、そして社会とのかかわりとして「規範意識」「権利と責任」「社会貢献」等があげられ、すべての課題のもとになるものとして「基礎基本」等があげられます。これらの取り組みは、人権教育を進めるうえで最も基本的な課題であり、どのような課題に取り組むにあたって必要です。同時に、さまざまな人権教育の課題に取り組む時にもこれまでの部落問題学習の成果を生かし、子どもの実態に合った取り組みを進める必要があります。

④子どもたち一人ひとりの生活背景をふまえた人権教育の推進

人権教育の課題も子どもたち一人ひとりの生活実態に即したものであることが必要です。とりわけ子どもたちの生活やその背景、学習した経過や実態から、今その子に何が必要か、本人や保護者の思いや願いを知り、十分に検討されなければなりません。

またクラスや学校、地域でともに生活する仲間と、「ともに生きる」という視点から、「仲間づくり」が大切です。仲間を信頼し、つながり合い、協力し学び合うことの大切さを学習すること、「集団として取り組む人権教育」の重要性があげられます。

⑤同和教育の成果を引き継ぎ、人権教育への継承・発展

1970年～80年代にかけて同和教育の高揚期を経験した多くの教職員が去り、新しい世代に「人権教育」のバトンが引き継がれようとしています。この間、本市で取り組まれた人権教育の成果は少なくありません。学校において、若い教職員と豊かな経験を積み重ねた教職員がともに取り組みをつくり出しながら、人権教育の成果を次の世代に引き継ぐことは重要です。「豊中市人権教育・啓発基本計画」に記されているように、自ら研修を重ね、人権に対する正しい理解と認識のうえに立ち、人権の課題に立ち向かう「意欲」を失わず教育実践を進めることが求められています。

〔2〕 学校、家庭、地域が連携した人権教育の推進

教育活動は、学校、家庭、地域という3つの側面をもっています。これらは互いに関連し合い、その効果を高めなくてはなりません。現在、子どもや家庭をとりまく環境も変化し、「子育て」について、相談や交流の経験が家庭や地域において十分に生かされなくなってきています。学校を含む地域のあらゆる機関と関係者が子育てに悩む保護者に情報を発信し、適切な支援を行うことが大切です。また人権教育にかかわる授業公開や「学校だより」などを通して具体的な学校の取り組みを発信するとともに、保護者の考えや思いを家庭訪問や個人懇談、「学校教育自己診断」等で知り、その願いにこたえることは重要です。

本市では昭和48年（1973年）1月豊中解放会館（現 豊中人権まちづくりセンター）、昭和51年（1976年）5月蛍池解放会館（現 蛍池人権まちづくりセンター）がつくられました。2つの解放会館は、地域の人々のあついで願いと取り組みの中から生まれたものです。ここでは基本的人権の尊重という精神に基づき、地域住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決のために取り組みが進められてきました。とりわけ識字学級や学習会などを行い「部落差別の現実を学ぶことにより、部落解放への願いと実践を、市民的権利・自由の完全な保障につながる道筋として、自らの課題にする。」としてさまざまな人権にかかわる課題に取り組み、周辺地域の人々の市民的権利と自由が大切にされる「人権文化のまちづくり」に大きな役割を果たしてきました。平成13年（2001年）に条例改正が行われ、解放会館は「人権まちづくりセンター」に名称を変更するとともに、地区内から校区および全市対象に事業展開をしていくこととなりました。さらに、教育・啓発に重点を置いた人権情報の受発信拠点施設として、令和2年（2020年）4月から「人権平和センター」に名称を変更し、多様化・複合化する人権課題、非核平和にかかる啓発及び子どもの今日課題に対する支援に取り組むとともに多くの市民が参加する中で一人ひとりの自己表現と交流を大切に、市民がともに人間らしい生き方を求める「ともに生き、ともに学び、ともに変わる」地域づくりをめざしています。

① 市民の、市民による、市民のための人権教育の推進（豊中市人権教育推進委員協議会）

昭和44年（1969年）豊中市民の一人が、子どもの結婚に関する身元調査依頼を和歌山県田辺市に出した一通の手紙から、市民の間に根強く残っていた差別意識が浮き彫りになりました。この事実を重く受け止めた市民は、「豊中市を一日も早く差別のない明るい町にしなければならない。」と立ち上がり、翌年、人権教育を進めようという目的に賛同した41人によって「豊中市人権教育推進委員協議会（略称：人権協）」が結成されました。以後その規模は拡大し、現在では各小・中学校ごとに地区委員会が設置され、人権研修や啓発に取り組みられています。

設立の経緯からもうかがえるように、人権協の目的は市民による「差別のない明るいまちづくり」です。市民一人ひとりが、差別は他人事ではなく、自らの生き方に深く関わる問題と受け止め、差別をけって許さないという固い決意のもと、差別のないまちをつくることが求められています。「人権文化に満ちあふれたまちづくり」をめざして、委員一人ひとりが学びながら関係諸機関と連携し、啓発活動等に取り組んでいます。

② 地域における人権教育の推進

豊中のすべての地域に根づいた生涯学習の取り組みは、地域の一人ひとりの課題に迫り、「それぞれの課題に密着した人権教育」を推進していくものです。

本市には4つの公民館（中央、蛍池、千里、庄内）と41の公民分館があり、地域に密着した人権教育に取り組んでいます。地域の活動を通して、「民主社会の実現をめざし、市民が、暮らしを守り高めようとする願いを、具体的に実現させる」取り組みを行っています。また各小学校区には子どもたちの健やかな成長を願う「健全育成会」、福祉の視点から活動を進める「社会福祉協議会」等があり、学校に多くの地域の人々が集い、子どもたちの安全や子育てについて真摯に語り合ってきました。とりわけ「人権まちづくりセンター」と地域が連携し、同和地区の子どもたちを中心にした自主活動の推進とともに、周辺地域の子どもたちを含めたサークル活動を日常的に展開し、小・中学校とのネットワークによる活動がなされてきました。今後も学校が地域活動の核となり、子育てはもちろん、地域の人権文化の創造拠点となることが望まれています。

③ 学校と家庭、地域がつながる人権教育の推進

子どもは家庭や地域の中でも育まれていきます。それぞれの家庭の中で、家族一人ひとりが人権を尊重し、人権について学び合うことが大切です。一人ひとりの人格を認め、個性を尊重し、話し合うこと、そして家族が互いに協力し家庭を築くことが重要です。また地域の中で互いに認め合い、真剣に話し受け止めることから「つながり」が生まれます。

現在、中学校区ごとに「地域教育協議会（すこやかネット）」が組織され、学校と保護者、地域のさまざまな団体や個人が相互に学び合う場として、また協働とネットワークによって子どもたちの健やかな成長を支援しています。これらの活動を通して、「人権の視点」を家庭生活に据えることは大事なことです。学校は、家庭と地域をつなげる拠点として、またそれを促進するため今後とも重要な役割を果たさなければなりません。市全体としてもこのような取り組みを一層推進し市民の願いにこたえていくことが必要です。

Ⅱ、課題別人権教育の推進

〔1〕 人権教育の基盤設定

①人権教育の基盤とは何か

人権について学習を進めるためには、さまざまな「人権にかかわる課題」を学習し、取り組むことが必要であるとともに「人権教育の基盤」となる以下の取り組みが必要です。これらは、人権基礎教育（大阪府教育委員会「人権基礎教育指導事例集」）や人権基礎体力等といわれることとも共通する課題です。

1. 自己肯定感（自分が好き）

一人ひとりが、ありのままの自分と自分の行動に自信を持って仲間と接し、他者との関係をつくることが大切です。かけがえのない存在である自分を好きになり、希望を持って、自分の力を信じ仲間を信頼することが必要です。

2. 生命の尊重（みんな生きている）

自分の命は、かけがえのないものであり、同じように他者の命も大切です。自分の命を大切にし、他者の命を大切にすることで、自分とまわりの一人ひとりが尊重され生かされることとなります。

3. 善悪の判断（よいこと、悪いこと）

時代の大きな変化や価値観の多様化の中で、だれもが何が正しいのか、何が間違っているのか、判断しにくい社会になっています。しかし一人ひとりが「良いこと」と「悪いこと」を区別して、判断ができるようになることが大切です。また「悪いこと」や「自分自身にとって有害なこと」には、はっきり「ノー」のサインを出せるようになることが必要です。

4. 思いやり（やさしさ、あたたかさ）

ともすれば孤立しがちな社会の中で、人のあたたかい言葉や態度により閉ざされていた心は開かれます。一人ひとりの行動の中で、良い行いや考えが、正当な評価を受け、認められることは、自信と希望につながります。他者へのあたたかな心遣いは、人と人とのつながりに欠かせません。

5. コミュニケーション力（つながりあい、わかり合う）

人と接することが好きになり、安心して他者を受け入れ、自信を持って自分を表現することはとても大切です。自分の考えをさまざまな方法で表現するコミュニケーション力を身につけ、他者とつながり合うことで、人間関係が広がり、共感が生まれます。

6. とともに生きる力（みんなちがって、みんないっしょに）

いろいろな考え方や見方があることを理解し、それぞれの個性や立場のちがいを認め、

尊重するとともに、ともに生きていこうとする態度を身につけることが大切です。それぞれの個性を認め合い、つながり合うことから豊かな人間関係と連帯が生まれます。一人ひとりの力は、小さくても仲間が集まれば大きな力が生まれます。

7. 規範意識（ルールを守る）

人が一緒に暮らす社会では、お互いに守らなければならないルールがあることを理解することは必要です。自分の考えを表明し仲間の意見に耳を傾け、大勢の人たちが、豊かな人間関係をつくりあげるためには、社会のルールを尊重する姿勢が必要です。

8. 権利と責任（自分も他者も大切に）

自分の生き方や考え、権利を大切にすると同時に他者の権利を尊重することが大切です。

9. 社会貢献（一人はみんなのために、みんなは一人のために）

社会を構成する一人ひとりとして今、みんなのために自分は何ができるのか、身の回りの小さなことから、一歩ずつ果たしていくことも大切なことです。

10. 基礎基本（基礎学力の充実）

人間関係を結ぶ力や、意欲や関心をもって課題に取り組むためには、子どもたちにとって基礎基本となる学力の定着が大切です。

② 基盤設定と学校での取り組み

学校として子どもたちにどのような力をつけたいのか、そのためにはどのようなカリキュラムを設定するか、学校全体で十分に研究・検討されなければなりません。同時に保護者や地域の人々と協働しながら、子どもたちに必要な系統的で総合的なカリキュラムの創造をめざすことが大切です。

学校全体の目標に向かって、基盤が設定されるときにも、それぞれの学年やクラスでの取り組みは、なにより子どもたちの実態に照らし、今何が必要かを十分に吟味されなければなりません。

子どもたちをとりまく社会の大きな変化の中で、学校として学年やクラスの中で課題は何か、人権にかかわるどのような力を子どもたちにつけるのかを検討することが必要です。そのための基礎的なカリキュラムを、組織的・計画的に作成することが求められています。

③ 学校における子どもの成長を通じた人権教育の基盤の設定

人権教育の基盤となる取り組みもまた小学校・中学校までの6歳から15歳まで9年間の系統的で総合的な取り組みが必要です。この9年間を通して、人権の基礎となる基本的な力を育成すると同時に、人権の課題を学習し、身につけることが大切です。その

ため、小学校・中学校の連携が求められています。そして互いの実践を交流し学び合い、児童・生徒の交流のみならず、教職員の相互交流が必要となっています。

小学校入学から中学校卒業（6歳～15歳）までの人権教育の目標

対 象	目 標
小学校低学年	<p>家庭・学校・身近な社会などにおける日常的な出会いとつながりの中のできごとを通して、自尊感情（自己肯定感）や信頼感を育てる。</p> <p>同時に集団生活のあり方やスキルをはぐくむ。就学前の目標に加え、集団における人間関係づくりの態度の育成が重要であり、集団生活のルールや社会規範などについて学習する。</p>
小学校中学年	<p>友人・地域社会等において、意見の違いや摩擦など身近な経験を通して、理解する態度や信頼感などを培う。</p> <p>就学前・小学校低学年段階で培ってきた力や態度の上に、自分の主張を表現する力を育成する。また集団生活のルールや、集団としての合意形成・協調について理解させるとともに責任感や思いやりの態度を身につけさせる。</p> <p>自分自身を見つめるだけでなく、社会的視野が拡大するように指導する。</p>
小学校高学年	<p>子どもの身近な問題としてさまざまな人権課題が起きていることを理解し、人権侵害や差別の不合理さに気づき、豊かな感性や人権尊重の態度を育成する。</p> <p>小学校低学年・中学年で培ってきた力や態度の上に、「部落問題」「障害者問題」「在日外国人問題」「男女平等」「平和」等さまざまな人権課題について体系的・系統的に学習する。また社会の変化の中で新たな人権問題について、気づき実践する力をはぐくむ。</p>
中 学 校	<p>情報を収集し分析して活用する能力、差別や不合理を見極める判断力、自分の意志や考えを正しく伝えることのできるコミュニケーション力の育成。</p> <p>また進路選択にかかわって、主体的意思形成とともに、自立的態度の育成や社会の一員としての権利や義務に対する自覚をはぐくむ。</p> <p>個々の人権問題に対する基礎的基本的な理解を育成すると共に、歴史や人権についての考え方についても学習する。</p>

（「つながりをもとめて」平成11年(1999年)「豊中市同和教育推進委員会」発行より）

〔2〕課題別人権教育

①部落問題学習

1. 部落問題に取り組む基本的姿勢

部落差別に関する文書、落書き、地区等の問い合わせ、差別発言等豊中においても平成30年度（2018年度）だけで4件の差別事象が起きています。残念ながら、今なお、このような地区の問い合わせや差別発言のほか、差別的な文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しており、近年、匿名で個人が特定しにくいインターネットを悪用した差別的書き込みや動画の掲載など、より深刻化の状況にあります。このような差別事象の背後に潜む差別意識の課題を解決するために部落問題学習が必要です。

また部落問題学習を進めるにあたっては、自分を見つめ、仲間とつながり、「真剣に人生に立ち向かってきた人々との出会い」を経験する等「連携と創造」を基本に進めることが大切です。このような「出会いとつながり」が切られている事実を「差別の現実」としてとらえ、誰もが差別の問題を自分のこととして感じ、「仲間」や「つながり」をつくることをめざした取り組みを通して、「仲間ってあったかい」という実感を積み重ね、人と人との間に起こる差別の芽を一つひとつ摘み取っていくことが大切です。

今日の厳しい社会状況の中で、孤立しているのは、子どもたちだけではありません。保護者も地域の中で孤立し、あるいは孤立を恐れて本当の気持ちとはちがう生活を強いられていることがあります。こうした保護者の価値観は、いっしょに生活する子どもたちにも反映されます。保護者が、互いに信頼し合い、それぞれの生活を、本音で語り、それを受け止め、ともに立ち上がる中から「つながり」が生まれていきます。このような「つながり」を通して子どもたちの姿を積極的に保護者・地域に発信し、学校と保護者・地域が協働することによって、子どもたちのつながりをより確かなものにし、差別のないまちづくりへとつなげることが大切です。

2. 豊中の部落問題学習

本市においても、昭和46年（1971年）「豊中市同和教育基本方針」が策定され「部落差別の実態を科学的・実証的にとらえ、人権をふみにじる一切の差別を、積極的になくしていく強い意志と実践力を身につけた人間を育成する。」とし、学校教育と社会教育における同和教育の推進に取り組む決意と方向を明らかにしました。

平成10年（1998年）豊中市同和对策審議会の答申においてふれられ、さらに平成15年（2003年）1月「豊中市における地対財特法経過措置終了後の同和行政のあり方について（答申）」において、今後の課題として「部落問題学習とその素地となる人権感覚を育てる学習、その他の人権問題の学習等との関連や配置が意識的に検討されているか」「豊中の地での過去と現在の事実から教材をつくり出す可能性が追求されているか」等指摘されています。

平成28年（2016年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「現在もなお部落差別は存在する」「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生

じている」との現状認識を示し、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発を行うことが求められています。平成30年（2018年）3月に出された「同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」答申では、部落差別問題の解決のための具体的な取り組みの必要性を述べています。今一度、原点に立ち返り、同法の目的や理念をしっかりと受け止め、さらに人権・部落問題学習の充実に努めていく必要があるといえます。

本市の学校では、人権教育副読本「にんげん」（1970年～）をはじめとするさまざまな教材を活用しながら、すべての学年で部落問題学習を系統化し、年間カリキュラムの中に位置づけ実践をつくり出し、部落問題について学ぶ取り組みを進めてきました。あわせて、さまざまな自主教材がつくり出され、解放会館（現 人権まちづくりセンター）への聞き取りを含むフィールドワーク等にも取り組まれてきました。「豊中市同和教育研究協議会（現 豊中市人権教育研究協議会）」はこれら豊中の部落問題学習についての研究活動の中心的役割を果たしてきました。

大阪府教育委員会は平成14年（2002年）10月の通知において「同和教育推進校のこれまでのノウハウや実績等を今後とも活かしていくことは重要なことであり、中心的な役割を担うことである」と述べています。

豊中市においては、平成14年（2002年）4月より人権教育推進モデル校区として3中学校区（のち4中学校区に拡充）を指定して取り組んできましたが、平成24年（2012年）4月からは、さらに多くの学校、地域における諸活動を活性化させるため、人権教育啓発推進事業を実施し、人権を視点にすえ、先進的な取り組みを進めていこうとする学校を人権教育啓発推進校（現在21校）に指定しました。今後これら啓発推進校の人権教育の取り組みに学び、それぞれの学校での実践に活かしていくことが求められています。

3. 今後の部落問題学習の進め方

i、子どもの実態・地域の実態をふまえた部落問題学習

部落問題学習の前提として、差別の現実を踏まえることと、子どもの現実を的確に捉えていることが何よりも大切です。

豊中にはさまざまな地域の特徴があります。学校で展開される部落問題学習は、それぞれに異なる地域実態をふまえて展開されなければなりません。保護者をはじめ、人権教育推進委員協議会等の市民団体、とよなか人権文化まちづくり協会や豊中・螢池の両人権まちづくりセンターの活動に参加する地域の人々と連携・協働しながら、人と人とのつながりと自分たちの地域のまちづくりを大切に重ね合わせながら部落問題学習を進めることが大切です。

ii、すべての学校に部落問題学習を

部落問題学習は、部落差別のことだけを学習するものではありません。「仲間」や「つながり」について検証し、新たな取り組みを考えながら学習を具体的に進めることが大切です。仲間と「つながり合う」ことの大切さを実感する部落問題学習をあらゆる発達段階において展開することが必要です。とりわけ学校における人権教育の取り組みについては、豊中市人権教育研究協議会が中心となって、課題を整理し、発信することと大阪府内はもとより全国の取り組みと交流することが求められています。

iii、出会いとふり返りを積み重ねた部落問題学習

子どもや地域の実態をふまえ、子どもたちにどんな実感を積み重ねてほしいのかという「願い」や「課題」をもつことが出発点になります。その際、わたしたち自身がどのように部落問題と出会ってきたのか、どのように自分自身の差別意識と向き合おうとしてきたのか、またその機会やきっかけ等を、仲間と学び合いながら検証していくことが大切です。

iv、部落問題学習に関わる取り組み

部落問題学習は部落差別の解消に向けて、自分はどう生きるかを問い、差別を許さない社会の創造に向けての生き方を培っていく学習です。部落問題を学ぶことでさまざまな差別のありように気づき、そのことを自らの課題として考え、「仲間」「つながり」を実感し、「差別」を考える仲間を増やしていく行動力のある子どもたちを育てることが大切です。同時に、人と人とのつながりを大切にしている人たちが住んでいる自分たちの町を誇れる子どもたちを育みたいと考えます。

部落問題学習を進めていくうえで部落問題学習に関わる教材や資料も多くあります。これらの教材等を活用して、部落問題学習を実践していくことや、実際に地域の人々との出会いや聞き取りを行う「地域から学ぶ」取り組みも大切です。

②障害児教育

1. 障害児教育に取り組む基本姿勢

すべての小・中学校や地域では、障害の有無にかかわらず、すべての子どもがともに育ち学ぶ機会の拡充に努め、豊かな人格の形成を行うことが重要です。また子どもたちがもつ可能性を最大限のばすために教育内容の充実にも努めなければなりません。障害の有無にかかわらず、すべての子ども、そしてさまざまな人々にとって学校や地域が豊かな人間形成の場となるように、状況に応じたきめ細やかな教育を推進することが必要です。

今日まで本市で取り組まれてきた障害児教育を大切に、特別支援教育にうたわれているように「一人ひとりを大切にする教育」に加えて、「ともに学びあう教育」を一層推進することが大切です。

また、障害者の自立と社会参加が阻まれている状況を解消するために、平成 28 年

(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、誰もが暮らしやすいともに生きる社会をつくることをめざし、行政機関及び事業者における差別を禁止しています。

2. 本市（豊中市）の障害児教育

本市における障害児教育は昭和27年（1952年）豊中市教育研究所に教育相談室を設け、障害児教育について市民の相談に応じるとともに、豊中市立豊島小学校に養護学級を設置したことに始まりました。

その後、小・中学校における障害児教育の推進と養護学級の新增設をはじめとする条件整備に努めてきました。そして昭和46年（1971年）「同和教育基本方針」に「障害児が人間として生きる権利、教育を受ける権利を保障することは重要な課題である。」と障害児教育の基本的な姿勢が示されました。昭和53年（1978年）には「豊中市障害児教育基本方針」が策定され、「障害を有する児童は、それぞれの校区の学校に就学し、その学校の教育目標にしたがって、所属学級・障害児学級で教育を受けることが望ましい。」と記されました。このように本市においては、当初より障害のある子どもたちが地域の学校に入学し、地域で成長することを大切にしてきました。また、平成28年（2016年）に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」「つなぐ」「支える」の基本姿勢のもと取り組みを進めました。

学校では障害のある子どもたちが障害のない子どもたちといっしょに学び、遊び、生活する中から豊かな人間関係と「ともに生きる力」を生み出しました。

今後とも障害のある子どもたちや人々が学校や社会でともに育ち、ともに生きるために、障害のある人のことを理解し、そのおもいを受け止め、「ともに学び、ともに育つ」教育のあり方、学習方法等をつくり出すことが求められています。

3. 今後の障害児教育の進め方

i、「ともに学び、ともに育つ」教育の取り組み

今日まで本市で取り組まれてきた「障害のある子どもが、障害のない子どもとともに生活し教育を受け、ともに成長する」ことをめざした障害児教育を今後とも進める必要があります。障害のある子どもたちや人々が、それぞれの住みなれた地域で、障害のない子どもたちや人々とともに生活できる社会の実現に向けて、障害児教育を一層進めなくてはなりません。

ii、一人ひとりの子どもに応じたカリキュラムづくり

障害のある子どもが障害のない子どもとともに生活する中で、自立し、学び成長していくためには「一人ひとりの子どもに応じた教育課程の編成」が大切です。

iii、障害児教育の指導体制の充実

障害のある子どもたちの障害の様相は多様で、それぞれにあった有効な教育活動を実施するためには、関連機関との連携や研修の機会を充実させることが必要です。さらには障害児教育にかかわる有効な情報を取り入れ、具体的な教育活動に役立てることが必要です。

iv、支援教育の推進

平成 19 年（2007 年）4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある子どもの支援をさらに充実していくこととなりました。また平成 23 年（2011 年）7 月には、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に「障害者基本法」が改正されました。障害の重度・重複化や多様化、発達障害の子どもへの対応や、卒業後の進路の課題等を含めて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援をするとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図り、インクルーシブな学校づくりを進めていくことが大切です。

v、障害児・者が地域で生活するための取り組み

障害のある人々と障害のない人々が、ともに地域社会で生活していくためには、障害に対する偏見をなくし、正しい理解のもとに教育・医療・労働・福祉など関係機関と連携した取り組みが必要です。今後とも障害のある子どもたちや人々が、地域に根ざした生活ができるように「地域でともに生きる」視点を大切にした生涯学習を学校教育と社会教育を軸として推進していかなければなりません。

③在日外国人教育

1. 在日外国人教育に取り組む基本姿勢

本市にはおよそ 5600 人の外国人が暮らしています。〈令和元年（2019 年）5 月現在〉そのうち在日韓国・朝鮮人は全体の約 35%であり、その比率は年々低くなってきています。代わって、中国、ベトナム、フィリピン、台湾等のアジアから渡日して生活する人々が増えています。

また、国際化の進展に伴い、さまざまな民族や文化的な背景をもった人々が暮らすようになってきました。日本に住むすべての子どもたちが、日本語と日本の文化を理解すると同時に、生まれ育った国とその文化に誇りをもち、日本の社会の中で互いに認め合いながら生活し、学びあうことは重要です。

平成 28 年（2016 年）には、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチを解消するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。大阪府も、令和元年（2019 年）「大阪府人権又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる民族差別を許さない、互いの

人権を尊重し合う社会を築かねばなりません。

2. 豊中の在日外国人教育

昭和55年(1980年)「豊中市在日外国人教育基本方針」が策定され、在日韓国・朝鮮人の教育についての取り組みが進められてきました。この中では、「外国人に対する民族的偏見や差別をなくし、国籍・人種・民族の如何をとわず人権尊重の教育を徹底すること、そしてそれぞれの国や民族に対する自覚と誇りを高めることが重要である」と謳っています。またその実現のために、「教職員の指導力を向上させ、広く市民の理解と協力のもと在日外国人教育を推進することの重要性」が求められています。

在日韓国・朝鮮人の子どもたちが、自らのルーツに誇りをもち、日本社会で今なお残る差別に負けず、たくましく生きる力を育てるために「在日韓国・朝鮮人児童・生徒のための夏季の集い(ハギハッキョ)」・「韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい」などの取り組みが、40年前からこれまで行われています。

現在、中国をはじめ、ベトナムやフィリピンなど多くの国から人々が渡日するようになりました。これらの人々の多くは日本語を十分に理解していないために、日本語を取得する方法や、住宅、医療、福祉等など解決しなくてはならない課題が多くあります。本市では、「渡日児童生徒相談室」を設け、日本語を十分に理解していない子どもたちのために通訳派遣や日本語指導を行ってきました。また、日本語や日本の教育事情を十分理解できない渡日児童・生徒や保護者のために「多言語進路ガイダンス(多言語による進路相談会)」を実施してきました。同時に国際結婚(日本人と外国にルーツもつ人々との結婚)も増え、さまざまな民族的背景をもつ子どもたちが、本市の学校に通うようになっています。本市の日本人の子どもたちが、これらの人々と互いに認め合い尊重し合って、それぞれの民族的な背景を大切にすることを学んできました。さまざまな人々との出会いや多様な文化について体験しながら日本人の子どもたちとさまざまなルーツをもつ子どもたちとが、ともに育つ仲間づくりを追求しています。

今後とも平成5年(1993年)に開設された「とよなか国際交流協会」と連携し、すべての子どもたちがさまざまな国や民族、文化について学び、ともに学び合う中で「在日外国人教育」を進め、互いの文化を尊重しながら、日本で生活できるように支援を行うことが求められています。

3. 今後の在日外国人教育の進め方

豊中市内の学校でもさまざまな民族や文化的背景をもった子どもたちが編入学しています。ちがいを認め、互いに尊重し合うことが必要です。同時に在日韓国・朝鮮人の子どもたちに、あらためて在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を踏まえた教育が必要であり、またこれらの子どもたちと日本人の子どもたちとの人間関係づくりを進めることが大切です。

i、日本語指導と母語※

日本語を十分に理解できない子どもたちが、学校に編入学してきたとき、日本語を習得するための支援が必要になります。日常会話だけに終わるのではなく、学習に必要な体系的な日本語指導が行われなくてはなりません。さらに家庭との連携のための母語による連絡方法や保護者のための日本語学習の機会も必要です。また渡日した子どもたちが母語を忘れてしまわないような機会の保障も必要です。

※【注】「母語」とは、幼時に身近な大人などから自然な状態で習得する言語とし、生まれた国で多数の言葉とみなされている母国語と区別しました。

ii、国際理解・多文化共生教育

多様な文化的な背景をもった子どもたちが学校に編入学してきたとき、すべての子どもたちが、さまざまな文化に親しみ、互いに認め合うことが大切です。日本と日本の文化に愛着と誇りをもちながら、世界のさまざまな人々を理解し多様な文化を学ぶ取り組みを進めなくてはなりません。

④男女平等教育

1. 男女平等教育に取り組む基本姿勢

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成11年(1999年)国において「男女共同参画社会基本法」が制定され、大阪府も平成14年(2002年)「大阪府男女共同参画推進条例」、令和元年(2019年)「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定しました。平成15年(2003年)本市においても「豊中市男女共同参画推進条例」が制定されました。その前文には、「すべての人の人権が尊重され、自らの意志で生き方を選択し、男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画できる男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現が重要となってきます。」と記されています。

これらの法律等が教育の場においても尊重され、具体化されることが大切です。「男女が性別による差別的な扱いを受けず、人権が尊重されること」「家庭生活における活動は、各自が対等な一員として、協力して行うこと」「男女が互いの身体のしくみや心について理解を深め、互いの意志を尊重し合うこと」「就業の場において、均等な待遇と機会が男女ともに保障されること」等学びを深めることが必要です。

2. 豊中の男女平等教育

本市では「豊中市女性問題審議会」の答申を受け、平成2年(1990年)「女性政策基本方針」を策定し、平成12年(2000年)「とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ」の開設など、男女共同参画を推進する施策を積極的に進めてきました。

男女平等教育は、学校における取り組みとして子どもたち一人ひとりが性別にかかわ

りなくその能力を十分に発揮することができるように、学校のさまざまな有り様を点検しながら進められてきました。進路指導や生徒指導においても男女の性別にかかわらず、一人ひとりの能力と個々の課題に添うように進められてきました。

平成6年（1994年）小学校3年生対象の男女平等教育教材「いつか わたしも」が作成され、その後小学校2年生対象の「ひかるはひかる」、小学校1年生対象の「あめのひがすき」、そして中学生対象の「I THINK」が作られるなど、男女平等教育の取り組みは、市内の小・中学校で広がりをみせることとなりました。また、平成29年（2017年）「第二次豊中市男女共同参画計画」の改訂を受けて「若年層に対する男女平等教育の推進」を図るために、男女平等教育啓発教材「To you（トゥーユー）」をそれぞれ小学生用、中学生用と作成し、平成30年度（2018年度）から市内の全小・中学校に配付しています。

3. 今後の男女平等教育の進め方

「性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる学校づくり」を推進するためには、男女平等の視点を重視して、学校における教育活動のすべてにわたってのたゆみない取り組みと点検が必要です。

また、性的マイノリティに係る人権については、性的志向・性自認の多様なあり方について社会の理解が進んでいるとはいえ、いじめや差別の対象とされやすい現実があり、当事者が直面する困難に向き合い、課題の解決に向けた取り組みが求められています。

さらに、生涯学習として男女平等教育を進めるには、情報や人材の交流拠点としての「とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ」の取り組みとあっそう連携を深める必要があります。

⑤平和教育

1. 平和教育に取り組む基本姿勢

先の大戦において世界では4000万人以上の人々が戦争の犠牲になりました。日本においてもその経験の中から「戦争は人間の生命の尊厳を否定するものであり、二度と再び戦争による犠牲者を出してはならない。」として日本国憲法第9条に「戦争を放棄し戦力を保持しない。」と記しました。戦争は最大の人権侵害であり、とりわけ弱い立場の子ども、高齢者、障害者を悲惨な状況に追い込んできました。本市では昭和58年（1983年）「非核平和都市宣言」を行い、戦争の悲惨さ、核兵器の脅威を説き、恒久に平和の大切さを守り続けることが重要なことを示しました。そしてすべての市民が平和を希求し、子どもたちに「平和の尊さ」を伝え続けることを示しました。

2. 豊中の平和教育

本市の学校においては、今日まで「平和の大切さ」を教える取り組みが行われてきました。修学旅行等を通して先の大戦の悲惨な実態について学習してきました。さらに昭

和 20 年（1945 年）の豊中空襲や朝鮮人労働者による戦時労働等について物語や写真、映画やビデオなどさまざまな教材を使った平和教育の取り組みが進められてきました。近年、教科の中だけではなく「総合的な学習の時間」においても、子どもたちの実態にあった形で「平和」に対する取り組みが進められています。

3. 今後の平和教育の進め方

先の大戦で世界は多くの人命を失い、甚大な被害を受けましたが、その後も戦争による犠牲はなくなっておりません。いつの時代にも戦争は悲惨であり、戦争に関係するすべての人々の人権が侵されています。今あらためて「いのちを守り、人権を尊重する視点」で平和教育を進めることが必要です。子どもたちが、同世代の戦禍に苦しむ子どもたちに思いを寄せ、平和のために何ができるか、各教科、特別の教科 道徳、特別活動そして「総合的な学習の時間」など学校の活動を通して、平和を大切にすることを育み、自らの生き方に迫るものとするのが重要です。

⑥その他の人権教育とその課題

人権教育をめぐる課題は、このほかにも子ども、高齢者、アイヌの人々に対する人権問題、HIV 感染者・ハンセン病回復者への人権問題、犯罪被害者等の人権問題、等があります。

これらの課題についても、人権学習を積み重ね、人権問題の解決に向けて積極的な態度を育成していくことが必要です。

平成 14 年（2002 年）6 月策定

豊中市人権教育基本方針

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、昭和 23 年（1948 年）に世界人権宣言を採択して以来、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組みの中から、平成 6 年（1994 年）第 49 回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざす「人権教育のための国連 10 年」が決議された。

我が国は日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、さまざまな条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組みをすすめてきた。しかし、我が国固有の人権問題である同和教育は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また女性、障害者、在日外国人、高齢者、子ども等にかかるさまざまな人権問題が存在している。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、同和教育などさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもある。こうした人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が自ら積極的に考え、行動することが必要であると同時に、人々のたゆまない努力によって達成されるものである。中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び、教育基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例、豊中市人権文化のまちづくりをすすめる条例等の精神にのっとり、豊中市の教育行政において人権教育をすすめるための基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化とともにさまざまな形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。また今後推進プラン等について検討をすすめる。

平和教育推進のための基本指針

日本国憲法では、再び戦争の惨禍が起こることのないように、恒久の平和に対する決意を謳うとともに、前文で、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認しています。

豊中市では昭和58年（1983年）「非核平和都市宣言」を行い、続いて翌年、「日本非核宣言自治体協議会」に参加し、さまざまな平和事業を通して設立の趣旨の実現に向け努力を続けてきました。そして、平成22年（2010年）3月、核兵器廃絶に向けた都市連帯に賛同し、平和市長会議に加盟をしました。

また国連は平成13年（2001年）から平成22年（2010年）までを「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国連10年」と決めました。続いて平成22年（2010年）から「軍縮の10年」と位置づけ、核兵器廃絶に向けた具体的な動きをつくろうとしています。

これまでも豊中の学校・園では、豊中空襲の学習や平和登校、広島・長崎への修学旅行等を通じて子どもたちは平和の尊さについて学んできました。しかし、世界を見渡すと、テロの頻発、民族紛争や戦争の惨禍が後を絶たない現状の中、平和教育の重要性はますます高まっています。沖縄・広島・長崎などの悲劇を体験してきた日本は、世界に向け平和の尊さを強くアピールする使命があります。21世紀を「平和の世紀」とするために、日本や世界における戦争の悲惨さや平和の尊さを歴史に学び、「平和のないところに人権は存在しない」という歴史の教訓を生かし、平和教育を進めていくことが求められています。国際的視野をもち、国際社会に貢献できる資質と態度を育成し、国際平和を担う実践力を持った人材育成の重要性を認識し、ここに平和教育を充実・発展するための基本的な指針を定めます。

- 1、一人ひとりのちがいを認め、自分の命を大切にすると共に、他者の命も大切にする心をはぐくみ、暴力によらない対話と協力によって平和な社会を築いていく力を育成する教育を推進する。
- 2、平和登校や日常の平和学習をはじめ、地域の戦争体験者からの聞き取り、フィールドワークなどの参加型学習等を通じて、平和の問題を身近な問題ととらえ、自らの課題として考える態度を育成する教育を推進する。
- 3、国際社会の一員として、自国の文化と共に他国の文化を尊重する心を育み、国際協力の大切さを認識し、世界平和に貢献する資質や態度を育成する教育を推進する。